

< 賃金関係 >

- 1 最低賃金決定状況
- 2 最低工賃決定状況

1 最低賃金決定状況

最低賃金額の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日	適用労働者数
大阪府最低賃金	円 964	令和元年10月1日	人 3,959,100

産 業 別 最 低 賃 金	塗料製造業最低賃金	971	令和2年12月1日	2,040
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	968	令和2年12月1日	56,560
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	966	令和2年12月1日	34,140
	鉄鋼業最低賃金	968	令和2年12月1日	17,160
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金	965	令和元年12月1日	4,710
	自動車・同附属品製造業最低賃金	970	令和2年12月1日	14,110
	自動車小売業最低賃金	965	令和元年12月1日	19,550

2 最低工賃決定状況

件名	効力発生日	最低工賃額	適用委託者数	適用家内労働者数	直近の調査年月
男子既製洋服製造業	平成28年 8月 1日	別表のとおり	7 (7)	214 (216)	平成30年5月

適用委託者数及び適用家内労働者数については改正時点、()は直近の調査時点

別表1

◎ 男子既製洋服製造業（効力発生日 平成28年8月1日）

品目	工程	規格	金額	
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	151円
	そで口裏まつり		1枚(30cm以上×2)につき	62円
	肩裏まつり		1枚(15cm以上×2)につき	27円
	えりこし(からげ)まつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚(30cm以上)につき	33円
	ベントまつり		1枚(20cm以上)につき	25円
	背すそまつり		1枚(15cm以上×2)につき	43円
	えり裏まつり		1枚(10cm以上)につき	49円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	36円
	前裏すそまつり		1枚(25cm以上×2)につき	39円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚(40cm以上×2)につき	56円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40cm以上×2)につき	41円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cmのもの	1枚につき	14円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	11円
	糸くず取り		1枚につき	72円
	ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき
前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上のもの	1本につき	9円
天ぐまつり			1本につき	9円
小またちどり			1本につき	23円
腰裏むし止め		8か所に行うもの	1本につき	31円
ボタン付け		小ボタン、糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき	6円
シックむし止め		1か所に行うもの	1本につき	5円
糸くず取り			1本につき	23円